

調達の現状分析(平成30年度末実績)

1 契約全体 ⇒ 1,050件, 531.8億円

競争性のある契約 ⇒ 511件(48.7%), 183.9億円(34.6%)
競争性のない契約 ⇒ 539件(51.3%), 347.9億円(65.4%)

2 一者応札の状況 ⇒ 192件, 117.5億円

3 契約分類別

システム関係(全体の22.4%), 物品調達(同17.6%)及び派遣職員(同8.9%)が調達金額の大宗を占める。

- (1)システム関係経費(183件, 93.6億円)
- (2)物品調達経費(91件, 93.6億円)
- (3)派遣職員(17件, 47.4億円)

1 重点的な取組

随意契約の見直し

【改善計画】

- 複数年度にわたり随意契約となっている案件の実態把握。
- 随意契約によらざるを得ない契約でも経済性を確保。
- 契約監視委員会における事後検証を実施。
- 少額調達におけるオープンカウンタ方式の推進
- 総合評価落札方式への移行推進。

【実施した取組内容・効果】

- 随意契約の実態把握・要因分析を行い、結果を公表。
- 事後検証等を実施し競争性向上を促進
- 5件の汎用物品調達においてオープンカウンタ方式を導入。
- 企画競争による随意契約5件を総合評価落札方式に移行。

2 共通的な取組

(1)調達改善に向けた審査・管理の充実

【改善計画】

- 一者応札案件について、事業者ヒアリング等により要因分析等を実施し、資格要件の緩和や十分な公告・準備期間等を見直し改善を図る。
- インターネット等を活用し適正価格を確認。
- 外部有識者による事後検証の実施。

【実施した取組内容・効果】

- 複数年度にわたって一者応札となっている案件について、実態把握や要因分析を行い、結果をホームページに公表。
- 調達スケジュールの見直し等を実施した結果、昨年度一者応札となっていた24件において複数応札を確保。

(2)地方部局等における取組の推進

【改善計画】

- 地方部局において、引き続き同一合同庁舎又は近隣官署との共同調達を実施。

【実施した取組内容・効果】

- 複数の地方部局等においてコピー用紙等の共同調達を引き続き実施。

(3)電力調達・ガス調達の改善

【改善計画】

- 電力調達について、本省及び小規模庁舎の一般競争移行が完了。ガス調達についても小規模庁舎の一般競争入札移行を推進。

【実施した取組内容・効果】

- 小規模庁舎のガス調達においても一般競争を実施したが不調となったところ、新規業者の発掘を継続。

3. その他の取組

(1)汎用的な物品・役務

【改善計画】

- 仕様や調達方法等の見直しにより競争性向上を図る。
- オープンカウンタ方式の拡充により少額案件の競争性向上を推進。

【実施した取組内容・効果】

- 複数の個別契約を年間単価契約に集約し、事務コストの削減を実施。
- 5件の汎用物品調達においてオープンカウンタ方式を導入。

(2)システム関係経費

【改善計画】

- 国庫債務負担行為による複数年度契約を活用し、調達コスト削減や中期的展望に立った事業計画を策定。
- 企画競争による調達を見直し、総合評価落札方式への移行を検討。

【実施した取組内容・効果】

- 昨年度と比較し、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を締結したシステム案件は16件から21件に増加。
- 5件のシステム案件において総合評価落札方式を導入。

(3)調達改善環境の醸成

【改善計画】

- 調達手続に関する習熟
- 調達改善ノウハウの向上
- 調達等の専門家養成
- 人事評価制度の有効活用

【実施した取組内容・効果】

- 調達手続等の省内調達実務者向けの研修を実施。
- 標準契約書や調達手続決裁書等の改訂を適時実施。

(4)調達情報の公開

【改善計画】

- 仕様を含めた契約情報の公表の推進。

【実施した取組内容・効果】

- 公表による透明性の確保、新規参入を促進。

(5)クレジットカードの活用

【改善計画】

- 水道料金のカード決済の導入。

【実施した取組内容・効果】

- 水道料金のカード決済により事務コスト削減。

(6)国庫債務負担行為(複数年度契約)の活用

【改善計画】

- 複数年度契約の拡充を推進。

【実施した取組内容・効果】

- 上半期と比較し、7件の増加(契約額162.1億円)。

(参考)調達改善の実施体制

(1)外務省調達改善推進チーム(事務局:会計課)

- 官房長を統括責任者とする「調達改善推進チーム」を設置し、計画の策定、進捗把握・管理等を実施するため、随時会合を開催。
- 上半期終了後及び年度終了後における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表。

(2)外部有識者の活用(契約監視委員会)

- 調達改善推進チームにおいて取りまとめた計画及び検証結果等について、外部有識者により構成される「契約監視委員会」に対し、民間における取組など第三者的な視点からの意見を求める。なお、必要な場合には、計画に反映させ、その内容を公表。

(3)内部監査の活用

- 内部監査を活用し、計画の進捗把握・管理等が適正に行われているかどうか評価し、調達改善を推進。